広島県子ども・子育て審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県子ども・子育て審議会条例(平成25年広島県条例第45号。 以下「条例」という。)第9条の規定により、広島県子ども・子育て審議会(以下「審議会」 という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の所属)

第2条 補欠の委員は、前任者と同一の部会に属するものとする。

(代理人の出席等)

- 第3条 会長は、審議会の委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。 (部会)
- 第4条 審議会は、次世代育成推進に関する事項を調査審議するため夢プラン推進部会を 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項に関する内容を調査審議するため教 育・保育検討部会、社会で支える家庭部会及び仕事と家庭の両立支援部会を、幼保連携型 認定こども園に関する事項を調査審議するため幼保連携型認定こども園審議部会を置く。
- 2 部会の分掌は、別表第1のとおりとする。
- 3 審議会は 第2項の分掌について 部会の議決をもって審議会の決定とする。
- 4 部会の議決は条例第7条第7項の規定による。ただし、緊急の事案について、部会長が 特に必要があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができ る。

(会議の公開)

- 第5条 審議会及び部会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の保護等に配慮が必要な場合及び公開することにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあると認められる等の場合は、審議会においては会長が、部会においては部会長が非公開とすることができる。
- 2 会議の公開方法については、審議会においては会長が、部会においては部会長が別に定める。
- 3 会議の公開又は非公開の区分及び公開の方法又は非公開の理由は、あらかじめ公表する ものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉局こども家庭課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

別表第1(第4条関係)

別表第1(第4条関係)	
部 会 名	分 掌
夢プラン推進部会	・次世代育成支援県行動計画の策定又は変更に関すること。(次
	世代育成支援対策推進法第9条第4項)
	・次世代育成支援県行動計画の点検・評価に関すること。(次
	世代育成支援対策推進法第9条第7項)
	・次世代育成支援の情報収集及び情報提供に関すること。(次
	世代育成支援対策推進法第9条第6項及び同条第8項)
	・次世代育成支援の普及啓発に関することその他次世代育成支
	援の推進に必要な事項。(次世代育成支援対策推進法第 21
	条)
教育・保育検討部会	・教育・保育の提供に係る区域の設定に関すること。(子ども・
	子育て支援法第 62 条第 2 項第 1 号)
	・各年度における幼児期の教育・保育の見込み、実施しようと
	する幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実
	施時期に関すること。(子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項
	第1号)
	・幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進
	に関する体制の確保の内容に関すること。(子ども・子育て
	支援法第62条第2項第2号)
	・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者に従事する者の
	確保及び資質の向上のために講ずる措置に関すること。(子
	ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 3 号)
	・市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関するこ
	と。(子ども・子育て支援法第 62 条第3項第1号)
社会で支える家庭部会	保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行わ
	れる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与 母子
	家庭及び父子家庭の自立支援の推進その他の子どもに関す
	る専門的な知識及び技術を要する施策の実施に関すること
	(子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 4 号)
	・施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関す
	ること。(子ども・子育て支援法第62条第2項第5号)
仕事と家庭の両立支援	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする
部会	ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関す
	ること。(子ども・子育て支援法第62条第3項第3号)
	・地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の
	向上のために講ずる措置(子ども・子育て支援法第 62 条第
	2 項第 3 号)
幼保連携型認定こども園	・私立の幼保連携型認定こども園(指定都市又は中核市の区域
審議部会	内に所在する園を除く。以下同じ。)の設置又は廃止等の認
	可に関する知事の諮問に係る答申。(就学前の子どもに関す
	る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を
	改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学
	前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
	する法律(以下「新認定こども園法」という。)第 17 条第 3
	項)
	・幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令
	に関する知事の諮問に係る答申。(新認定こども園法第 21 条
	第2項)
	・私立の幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可の取
	消しに関する知事の諮問に係る答申。(新認定こども園法第
	22 条第 2 項)